



長野県訓令第16号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

長野県職員服務規程(昭和40年長野県訓令第16号)の一部を次のように改正し、平成29年1月1日から施行します。
平成28年12月26日

長野県知事 阿部 守一

第25条第2項中「子が」を「子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この項、次条第2項及び第31条の4第2項において同じ。)が」に改める。

第26条第2項第2号中「離縁若しくは養子縁組の取消しにより」を削る。

第30条第6項中「介護休暇の」を「介護休暇又は介護時間の」に、「介護休暇願」を「介護休暇(介護時間)願」に改め、同条第7項を削り、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項中「、第6項又は第7項」を「又は第6項」に改め、同項を同条第8項とする。

第32条第1項中「、第6項又は第7項」を「又は第6項」に改める。

様式第5号中

<input type="checkbox"/> 養育	時間外勤務制限の場合	を
	<input type="checkbox"/> 条例第5条の2第2項 <input type="checkbox"/> 条例第5条の2第3項	
<input type="checkbox"/> 介護		

「

<input type="checkbox"/> 養育	時間外勤務制限の場合 <input type="checkbox"/> 条例第5条の2第2項 <input type="checkbox"/> 条例第5条の2第3項
<input type="checkbox"/> 介護	

」に、「

続柄

」を「

続柄等

」に改め、同様式の備考

の2中「請求する場合」を「条例第5条の2第3項に規定する請求をする場合」に改める。

様式第5号の2中「(離縁 養子縁組の取消)」を「(離縁 養子縁組の取消 家事審判事件の終了 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)」に改める。

様式第11号中「介護休暇願」を「介護休暇(介護時間)願」に、「介護休暇を」を「介護休暇(介護時間)を」に改め、同様式の備考の4中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加える。

様式第11の2を削る。

様式第12号の療養休暇 介護休暇 用中 「(様式第12号)(第30条関係) (療養休暇 用) (介護休暇)」を「(様式第12号)(第30条関係)」に、

「

1 前回までに承認された介護休暇の期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
---------------------	--------------------	----

」を

「

1 前回までに承認された介護休暇の指定期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
	年 月 日から 年 月 日まで	日間

」に、「願い出

た介護休暇の期間」を「願い出た介護休暇の指定期間」に、

「

療養(介護)休暇の事由	
-------------	--

」を

介護時間	1 介護時間を承認された最初の日	年	月	日	
	2 今回願い出た介護時間の期間	年	月	日から	日間に改
		年	月	日まで	
療養(介護)休暇又は介護時間の事由					

め、同様式の特別養子縁組休暇用を削る。

人事課

長野県訓令第17号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成29年1月1日から施行します。

平成28年12月26日

長野県知事 阿部守一

別表第3の1の県民文化部の項中

「文化政策課 | 文政 |」を

「文化政策課 | 文政 |
文化政策課信濃美術館整備室 | 文政美 |」に改める。

情報公開・法務課